

DATA ENGINE TECH. LLC v. GOOGLE LLC事件、上訴番号2017-1135(CAFC、2018年10月9日) Reyna 裁判官、Bryson裁判官、Stoll裁判官による審理。デラウェア地区地方裁判所(Stark裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

Data Engine Tech. (DET社)は、4件の対象特許の所有者である。4件の対象特許のうち3件(総称「Tab特許」)は、複雑な3次元電子スプレッドシートを介するナビゲーション方法に関するものである。Tab特許は、複雑な指示を検索、記憶および入力するための従来の工程を改良するために、複数ページに及ぶスプレッドシートを介してナビゲートするためのインターフェース・オブジェクトとしてノートブック型タブを使用するものである。4件目の特許('146特許)は、スプレッドシート上で設定された様々なバージョンのデータモデルの作成および追跡により、スプレッドシート上でのデータへの変更の追跡方法に関するものである。

DET社は、Google社を侵害で提訴した。それに対し、Google社は、DET社の全特許が35 U.S.C. §101に基づき無効であるという主張をなし、訴答手続きに関する判決の申し立て(motion for judgment on the pleadings)を地方裁判所に提出した。地方裁判所は、(i) Tab特許が、スプレッドシートへのラベル付けおよびスプレッドシートの整理のため、ノートブック型タブを使用するという抽象概念に関するものである、(ii) '146特許が、スプレッドシートデータを収集し、スプレッドシートデータへの変更を認識し、変更に関する情報を保存するという抽象概念に関するものであるとして、この申し立てを認めた。DET社はこの判決を不服として上訴した。

争点/判決理由:

地方裁判所が、35 U.S.C. §101に基づきTab特許には特許適格性がないとする申し立てを認めたことは、誤りであったか。然り、原判決が一部覆しとなった。

地方裁判所が、35 U.S.C. §101に基づき'146特許には特許適格性がないとする申し立てを認めたことは、誤りであったか。否、原判決は確認支持された。

審理内容:

CAFCは、Tab特許が、*Alice*事件の分析の第一ステップに基づき抽象概念に関するものではないとした。CAFCは、*Core Wireless*事件のクレームについて類推的に説明し、クレームに記載の方法には、コンピュータおよび従来の電子スプレッドシートにおける当時存在していた技術的課題に対する具体的な解決方法が提示されているとした。Tab特許では、「3次元ワークシート環境をナビゲートするための使い慣れたノートブック型タブによる非常に直観的であり、ユーザーフレンドリーなインターフェース」を提示することにより、これらの技術的課題が解決されていた。タブは、クレームに記載の発明の前に、電子スプレッドシートの環境外で存在していたが、CAFCは、発明時の雑誌および新聞等の記事のような外的証拠(extrinsic evidence)を組み合わせて明細書が、タブをスプレッドシート上で実行する改良方法により、コンピュータが(i)更に迅速なナビゲーションと(ii)異なるスプレッドシート上での情報処理とができることを示しているとした。CAFCは、これらの改良がクレームに記載されているため、クレームが抽象概念に関するものではないとした。

CAFCは、クレームが、スプレッドシートデータを収集し、データへの変更を認識し、変更に関する情報を保存するという抽象概念に関するものであるにしか過ぎないため、'146特許には特許適格性がないとした。CAFCは、複数のシートに及ぶ単に手動的な追跡変更は、抽象概念であり、本工程の自動化により抽象性は否定されないとした。